

年金記録の訂正に関する事業状況

(平成29年度事業状況及び平成30年度上期概況)

平成30年12月
厚生労働省年金局

年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況		3 処分別の状況	
1 受付状況		(1) 請求期間の分類(事案類型)別	18
(1) 訂正請求の受付状況の概況	1	(2) 請求期間(時期)別	20
(2) 制度別の受付件数	2	(3) 請求期間の月数別	21
(3) 地方厚生(支)局別の受付件数	2	(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	22
2 処理状況		4 関連資料・周辺事情の状況	
(1) 制度別・処理事案別の処理件数	3	(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況	23
(2) 訂正手続における記録訂正の推移	7	(2) 主な積極的事情・消極的事情	26
3 請求取下げ等の状況	8	5 日本年金機構段階の訂正状況	28
4 処理中事案の状況	9	III その他の事業状況	
5 処理期間の状況		1 地方年金記録訂正審議会	30
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	10	2 審査請求	32
(2) 機構処理事案に係る処理期間	10	3 訴訟	35
II 請求内容・処分の状況		IV 事務実施体制	
1 請求者等の状況		1 事務執行体制	36
(1) 請求者区分別・被保険者性別別	11	2 諮問機関	37
(2) 被保険者年齢階層別	12	参考資料1 年金記録の訂正手続について	38
(3) 被保険者の区分別	13	参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	39
(4) 請求者住所地別	14	参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	41
2 事案類型・請求期間の状況		参考資料4 関係条文	43
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	15		
(2) 請求期間(時期)別	16		
(3) 請求期間の月数別	17		

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 平成29年度の受付状況

- 平成29年度の訂正請求の受付件数は4,621件であり、前年度同期(平成28年4月から平成29年3月まで)に比べて、671件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,206件(前年度同期比612件減)、国民年金373件(同62件減)、脱退手当金42件(同3件増)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向となっているが、減少幅は少なくなっている。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、増加傾向にある厚生年金の割合が、平成29年度において9割を超えている一方、減少傾向にある国民年金の割合は、同年度は1割を下回っている。

② 平成30年度上期の受付状況

- 平成30年度上期(平成30年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は1,844件であり、前年度同期に比べて、901件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金1,647件(前年度同期比905件減)、国民年金180件(同10件増)、脱退手当金17件(同6件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

(件)

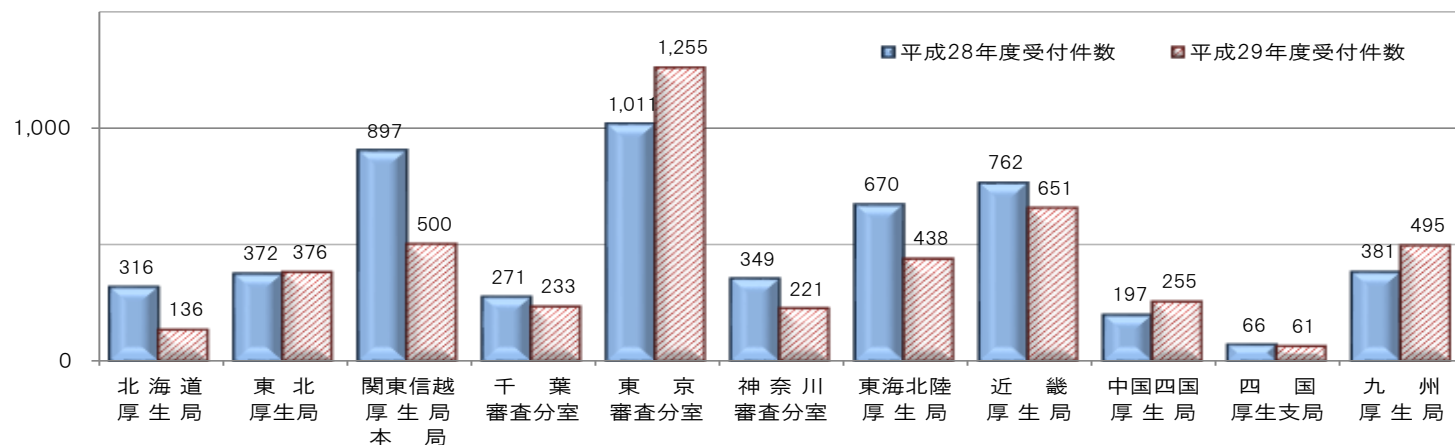
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度上期 (速報値)	
厚生年金	7,368	(86.5 %)	4,818	(91.0 %)	4,206	(91.0 %)	1,647	(89.3 %)
（個別請求）	3,902	(45.8 %)	2,214	(41.8 %)	1,620	(35.1 %)	490	(26.6 %)
（一括請求）	3,466	(40.7 %)	2,604	(49.2 %)	2,586	(56.0 %)	1,157	(62.7 %)
国民年金	1,060	(12.4 %)	435	(8.2 %)	373	(8.1 %)	180	(9.8 %)
脱退手当金	88	(1.0 %)	39	(0.7 %)	42	(0.9 %)	17	(0.9 %)
合 計	8,516	(100.0 %)	5,292	(100.0 %)	4,621	(100.0 %)	1,844	(100.0 %)

- ・厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

(3) 地方厚生(支)局別の受付件数



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成 27 年度						平成 28 年度						平成 29 年度						平成 30 年度上期 (速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計			
厚生局処理事案	1,688	224	1,912	693	64	2,669	1,636	156	1,792	467	42	2,301	1,307	171	1,478	350	31	1,859	387	31	418	153	17	588
訂正決定	852	214	1,066	108	4	1,178	1,031	143	1,174	65	2	1,241	902	148	1,050	44	3	1,097	216	30	246	21	2	269
（全期間訂正）	680	211	891	71	4	966	856	131	987	49	2	1,038	772	142	914	41	3	958	172	30	202	16	2	220
（一部期間訂正）	172	3	175	37	0	212	175	12	187	16	0	203	130	6	136	3	0	139	44	0	44	5	0	49
不訂正決定	833	10	843	580	60	1,483	603	13	616	401	40	1,057	405	23	428	303	28	759	169	1	170	131	15	316
請求却下	3	0	3	5	0	8	2	0	2	1	0	3	0	0	0	3	0	3	2	0	2	1	0	3
機構処理事案	739	2,347	3,086	22	2	3,110	748	2,630	3,378	22	2	3,402	379	2,495	2,874	8	1	2,883	126	904	1,030	5	0	1,035
処理事案合計	2,427	2,571	4,998	715	66	5,779	2,384	2,786	5,170	489	44	5,703	1,686	2,666	4,352	358	32	4,742	513	935	1,448	158	17	1,623

訂正請求の取下げ等	332	71	403	87	6	496	304	136	440	58	5	503	182	37	219	36	2	257	56	77	133	25	1	159
-----------	-----	----	-----	----	---	-----	-----	-----	-----	----	---	-----	-----	----	-----	----	---	-----	----	----	-----	----	---	-----

【参考】			
機構処理事案 （一部期間訂正）	72	34	106

100	54	154

93	15	108

- 厚生局処理事案
 - 訂正決定（全期間訂正）
 - 訂正決定（一部期間訂正）
 - 不訂正決定
 - 機構処理事案
 - 機構処理事案（一部期間訂正）
 - 訂正請求の取下げ等
- 地方厚生（支）局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案

全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること

一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること

全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること

訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案（全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生（支）局における処理はない。）

一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案（厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生（支）局において決定処分することとなる。）

平成27年度の件数は、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

○ 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総 務 大 臣 あ て の 確 認 申 立 て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累 計
受 付 件 数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処 理 件 数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

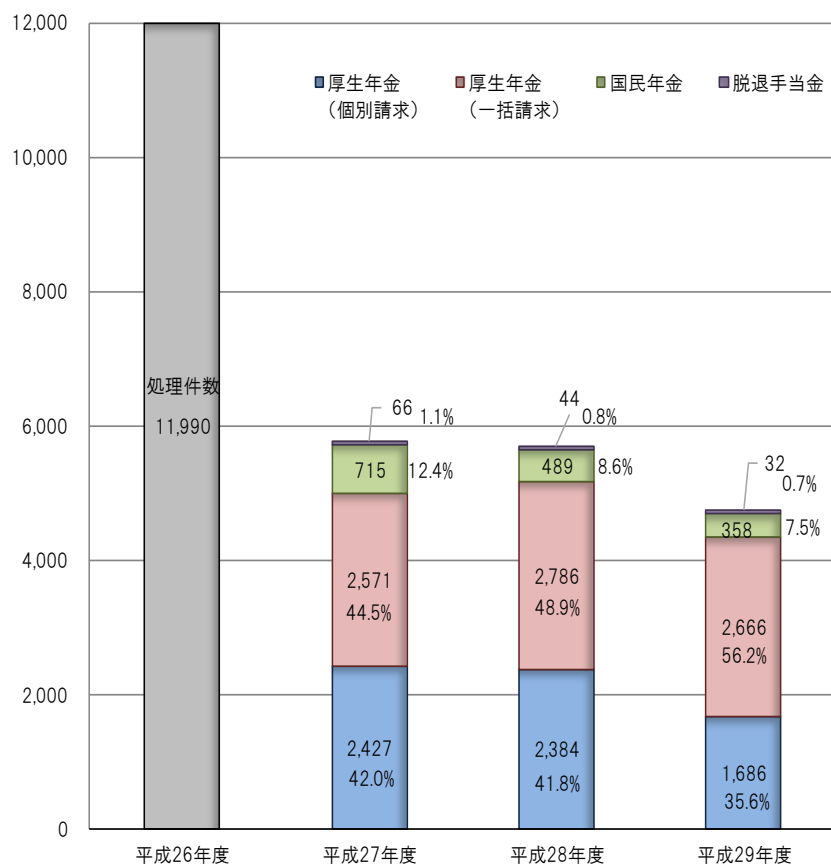
4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立ての取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

I 訂正請求の受付・処理状況

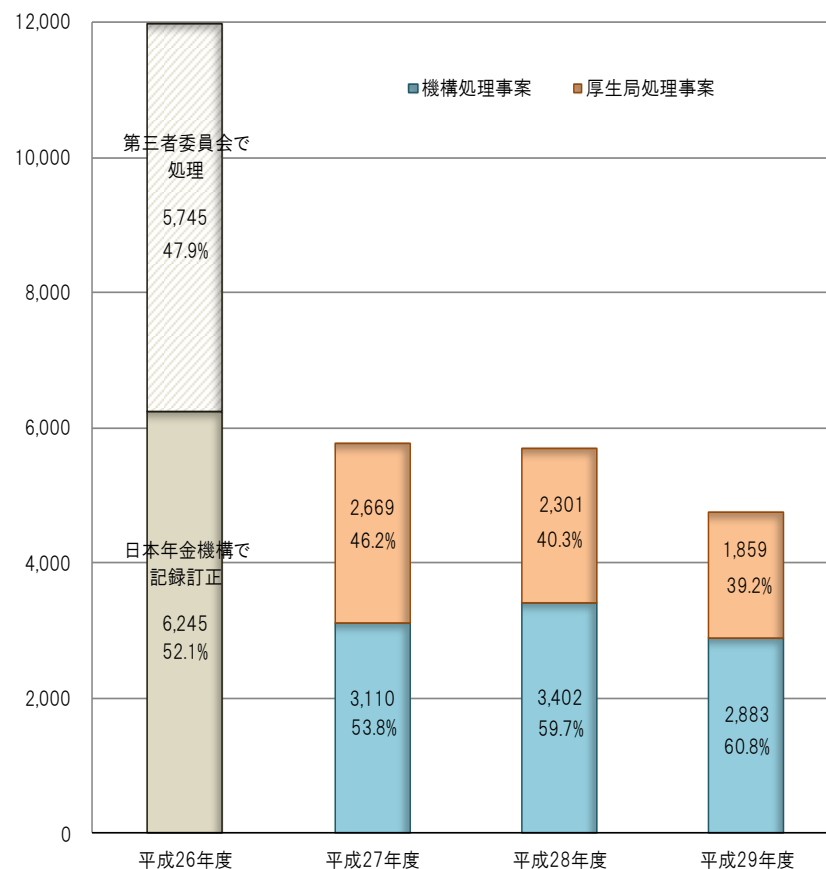
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

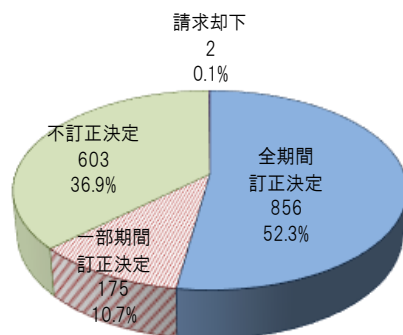
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

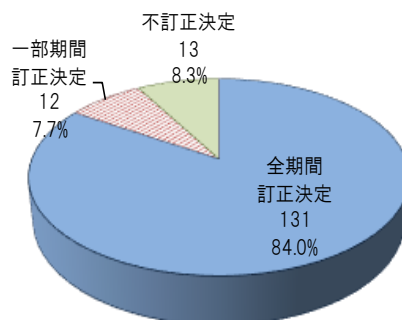
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成28年度〉

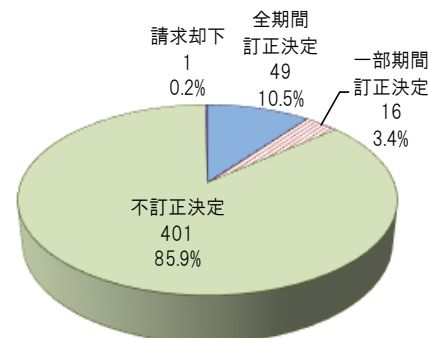
〔厚生年金(個別請求)〕



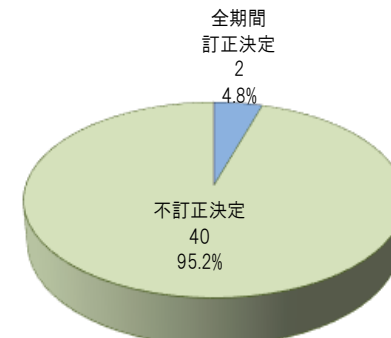
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

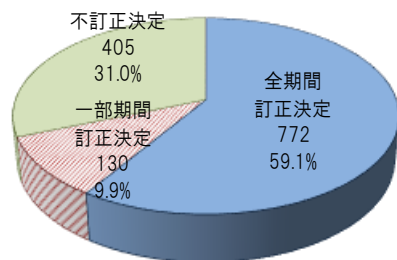


〔脱退手当金〕

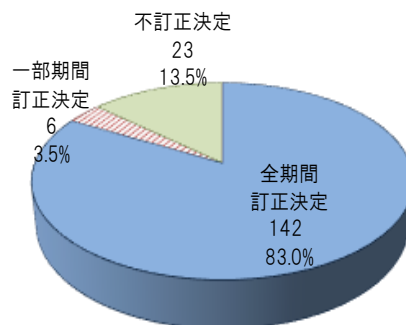


〈平成29年度〉

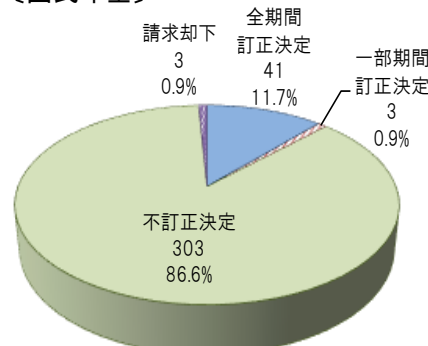
〔厚生年金(個別請求)〕



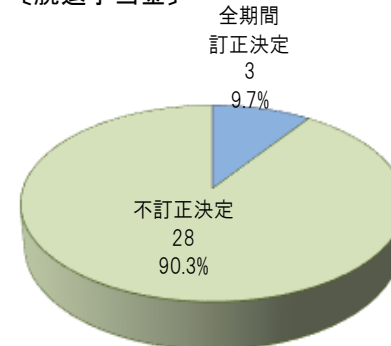
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕

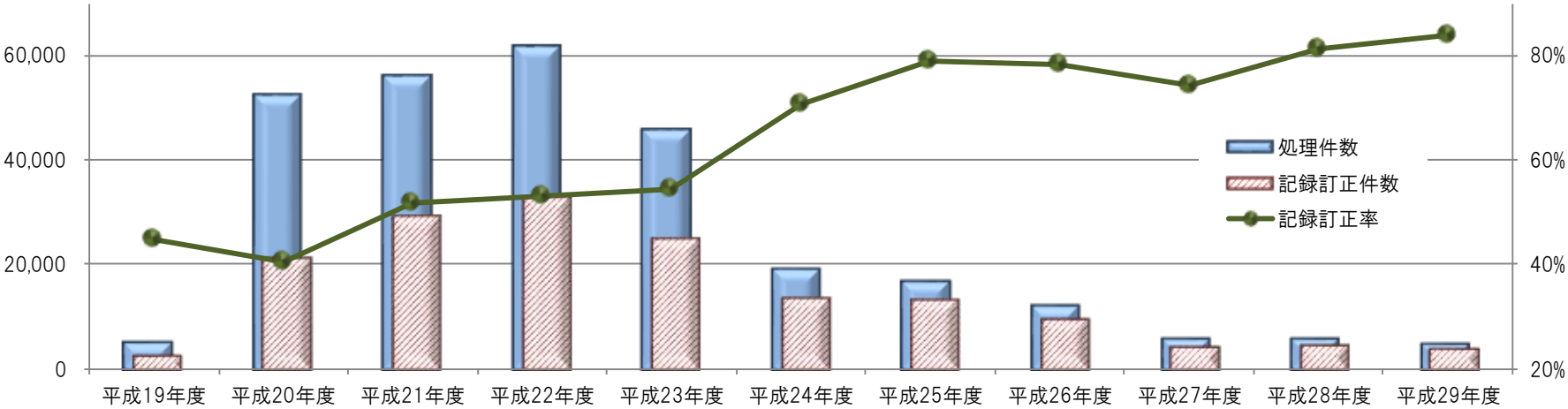


I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(2) 訂正手続における記録訂正の推移

	総 務 大 臣 あ て の 確 認 申 立 て								訂 正 請 求		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
処 理 件 数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742
記 録 訂 正 件 数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980
訂 正 必 要 訂 正 決 定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097
機 構 訂 正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883
記 録 訂 正 率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%



注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

I 訂正請求の受付・処理状況

3 請求取下げ等の状況

○ 請求取下げ等の件数(平成29年度)

		厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計
		(個別請求)	(一括請求)	計			
請求取下げ		181	37	218	36	1	255
取下げ事由	請求事由の消滅	110	19	129	22	0	151
	請求者の都合	71	18	89	13	1	103
	請求者死亡	0	0	0	1	0	1
処理終了		1	0	1	0	1	2
合 計		182	37	219	36	2	257
累計 (平成27年3月～平成30年3月)		818	244	1,062	181	13	1,256

- 請求取下げ
 - 処理終了

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に請求者又はその遺族から取下書が提出された事案

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に請求者が死亡したことにより、訂正請求の処理を終了した事案

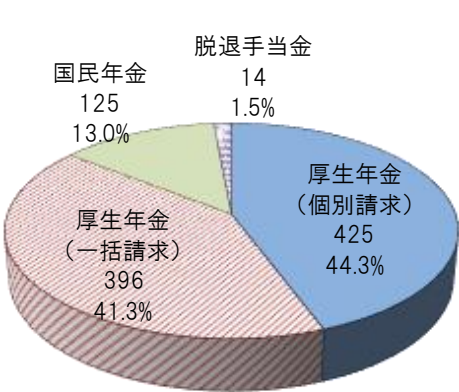
I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理中事案の状況

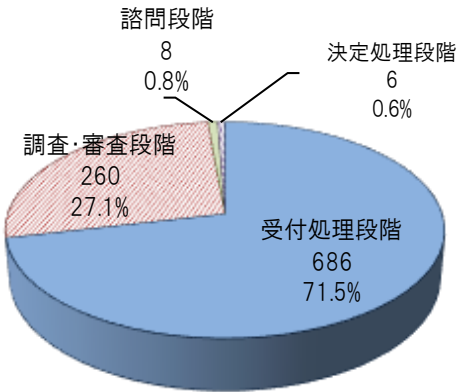
○ 処理中事案件数(平成29年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 平成28年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	7,736	8,656	16,392	1,868	169	18,429	13,808
② 処理件数	6,493	8,016	14,509	1,562	142	16,213	11,482
③ 請求取下げ等の累計	818	244	1,062	181	13	1,256	999
処理中事案件数 (① - (② + ③))	425	396	821	125	14	960	1,327
日本年金機構の受付処理段階	235	379	614	64	8	686	799
地方厚生(支)局の調査・審査段階	183	17	200	54	6	260	487
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	4	0	4	4	0	8	40
地方厚生(支)局の決定処理段階	3	0	3	3	0	6	1

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

5 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 平成28年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	132.0 日	154.8 日	134.6 日	131.8 日	136.1 日	134.1 日	143 日	158.9 日
ア 機構受付処理期間	49.9 日	72.3 日	52.5 日	45.0 日	55.6 日	51.2 日	40 日	54.0 日
イ 厚生局処理期間	82.0 日	82.5 日	82.1 日	86.8 日	80.5 日	82.9 日	103 日	104.9 日
② 機構訂正処理期間	26.8 日	27.6 日	26.9 日	22.0 日	53.7 日	26.8 日	25 日	32.3 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、平成29年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
2 「② 機構訂正処理期間」は、平成29年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 平成28年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	67.9 日	83.9 日	81.3 日	39.6 日	363.0 日	81.3 日	67.4 日

注 処理期間は、平成29年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



- ① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)
- ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間
- イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間
- ② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

- ③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

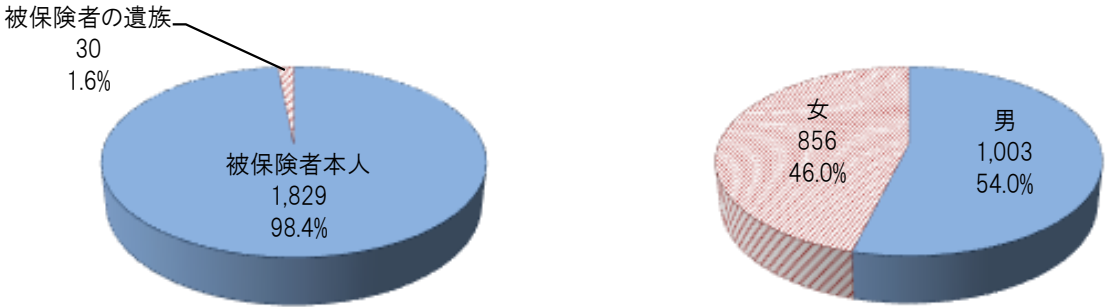
(1) 請求者区分別・被保険者性別別

(件)

	請 求 者 区 分								
	被 保 険 者 本 人			被 保 険 者 の 遺 族			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚 生 年 金	815	636	1,451	25	2	27	840	638	1,478
（個別請求）	697	583	1,280	25	2	27	722	585	1,307
（一括請求）	118	53	171	0	0	0	118	53	171
国 民 年 金	160	187	347	2	1	3	162	188	350
脱 退 手 当 金	1	30	31	0	0	0	1	30	31
合 計	976	853	1,829	27	3	30	1,003	856	1,859

- 注1 平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。
2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ。)
3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない。)

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

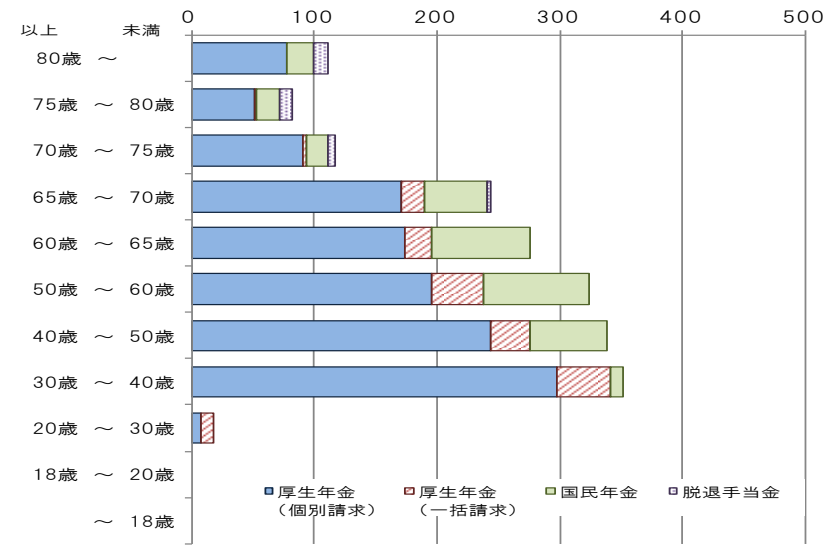
1 請求者等の状況

(2) 被保険者年齢階層別

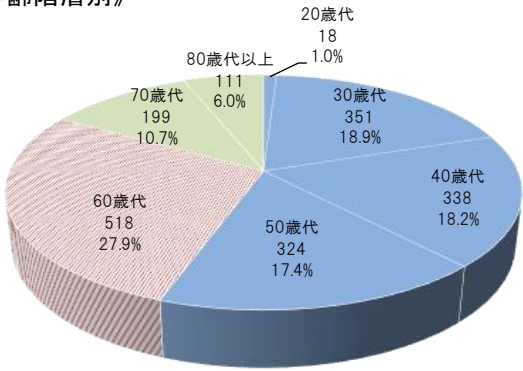
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳 ～	78	0	78	21	12	111
75歳 ～ 80歳	51	1	52	20	10	82
70歳 ～ 75歳	91	2	93	18	6	117
65歳 ～ 70歳	170	19	189	51	3	243
60歳 ～ 65歳	173	22	195	80	0	275
50歳 ～ 60歳	196	41	237	87	0	324
40歳 ～ 50歳	243	32	275	63	0	338
30歳 ～ 40歳	297	44	341	10	0	351
20歳 ～ 30歳	8	10	18	0	0	18
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0	0	0
合 計	1,307	171	1,478	350	31	1,859

(件)

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別》



注1 平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。
2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			
	裁定済み者	納付要件充足者	そ の 他	合 計
厚 生 年 金	478	11	989	1,478
（個別請求）	444	11	852	1,307
（一括請求）	34	0	137	171
国 民 年 金	118	14	218	350
脱 退 手 当 金	24	4	3	31
合 計	620	29	1,210	1,859
割 合	33.4%	1.6%	65.1%	100.0%

注 平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
 - 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
 - その他
「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者（現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等）

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	50	16	3	69 (8)
青森県	5	5	0	10 (32)
岩手県	12	4	0	16 (21)
宮城県	16	12	1	29 (15)
秋田県	13	2	0	15 (22)
山形県	9	0	0	9 (35)
福島県	12	2	1	15 (22)
茨城県	27	12	0	39 (11)
栃木県	8	3	0	11 (30)
群馬県	11	3	0	14 (24)
埼玉県	134	14	2	150 (3)
新潟県	29	2	0	31 (14)
山梨県	8	2	1	11 (30)
長野県	27	0	0	27 (18)
千葉県	80	29	3	112 (7)
東京都	205	60	6	271 (1)
神奈川県	135	35	2	172 (2)
富山県	5	3	0	8 (37)
石川県	10	2	0	12 (28)
岐阜県	9	4	0	13 (26)
静岡県	37	7	1	45 (10)
愛知県	131	18	1	150 (3)
三重県	20	5	1	26 (19)
福井県	6	0	1	7 (39)
滋賀県	148	1	0	149 (5)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	30	6	0	36 (12)
大阪府	86	27	2	115 (6)
兵庫県	42	14	0	56 (9)
奈良県	19	3	0	22 (20)
和歌山県	4	3	0	7 (39)
鳥取県	4	1	1	6 (43)
島根県	3	1	0	4 (46)
岡山県	10	4	0	14 (24)
広島県	21	7	0	28 (16)
山口県	11	2	0	13 (26)
徳島県	7	0	0	7 (39)
香川県	4	3	0	7 (39)
愛媛県	6	0	0	6 (43)
高知県	6	4	0	10 (32)
福岡県	22	13	1	36 (12)
佐賀県	7	1	0	8 (37)
長崎県	5	6	1	12 (28)
熊本県	25	3	0	28 (16)
大分県	6	4	0	10 (32)
宮崎県	3	2	0	5 (45)
鹿児島県	2	1	1	4 (46)
沖縄県	5	2	2	9 (35)
海外居住	3	2	0	5
合 計	1,478	350	31	1,859

注1 平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ()内は、合計件数の降順位である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

事 案 類 型	平 成 28 年 度		平 成 29 年 度		事 案 類 型 の 内 容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	4,084	(100.0%)	3,108	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,665	(65.3%)	2,064	(66.4%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	980	(24.0%)	788	(25.4%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	428	(10.5%)	247	(7.9%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	11	(0.3%)	9	(0.3%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	809	(100.0%)	616	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	732	(90.5%)	560	(90.9%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	51	(6.3%)	49	(8.0%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	26	(3.2%)	7	(1.1%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	44	(100.0%)	31	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	43	(97.7%)	31	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	1	(2.3%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	4,937		3,755		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

II 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

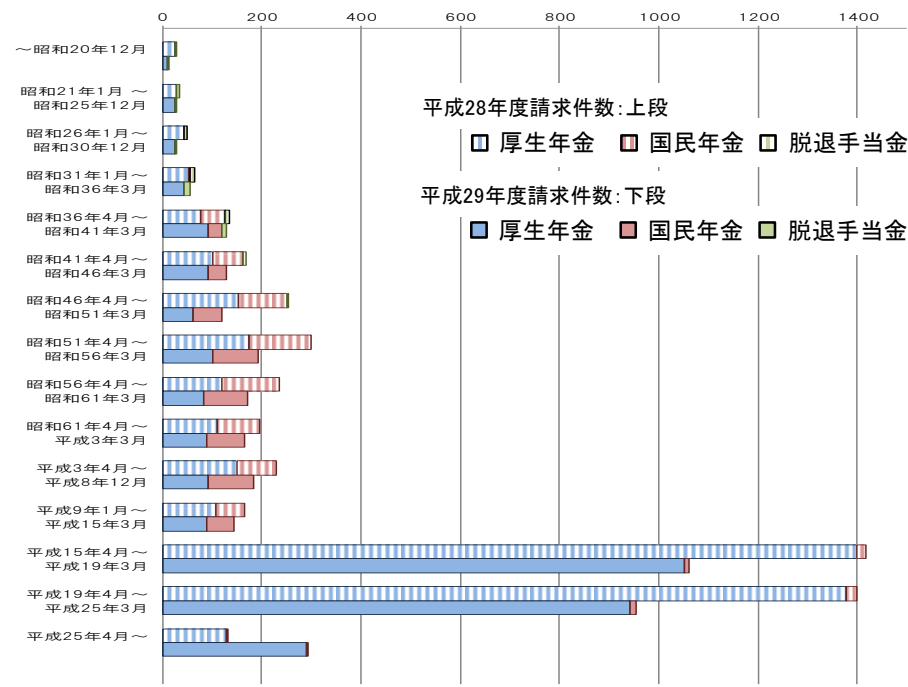
(2) 請求期間(時期)別

(件)

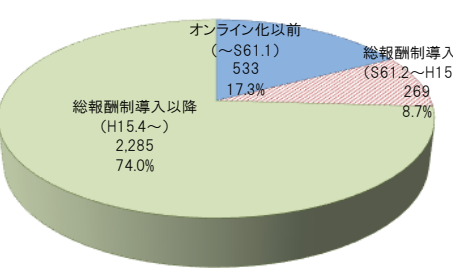
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以降	以前			
～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月～ 昭和20年12月	11	0	1	12
昭和21年1月～ 昭和25年12月	24	0	5	29
昭和26年1月～ 昭和30年12月	26	0	3	29
昭和31年1月～ 昭和36年3月	42	0	13	55
昭和36年4月～ 昭和41年3月	91	29	9	129
昭和41年4月～ 昭和46年3月	92	36	0	128
昭和46年4月～ 昭和51年3月	61	59	0	120
昭和51年4月～ 昭和56年3月	102	90	0	192
昭和56年4月～ 昭和61年3月	84	88	0	172
昭和61年4月～ 平成3年3月	88	76	0	164
平成3年4月～ 平成8年12月	93	90	0	183
平成9年1月～ 平成15年3月	88	57	0	145
平成15年4月～ 平成19年3月	1,053	8	0	1,061
平成19年4月～ 平成25年3月	942	11	0	953
平成25年4月～	290	2	0	292
不 明	0	0	0	0
合 計	3,087	546	31	3,664

注1 平成29年度の厚生局処理事案の請求件数である。
2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

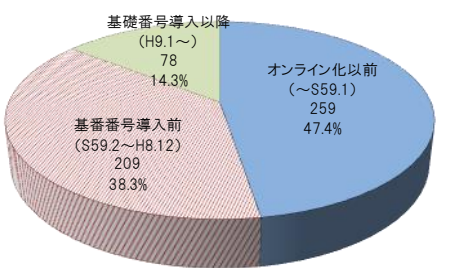
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(3) 請求期間の月数別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以上 未満				
1か月	2,306	50	0	2,356
2か月	65	24	0	89
3か月	60	28	0	88
4か月 ～ 6か月	72	26	0	98
6か月 ～ 9か月	85	44	0	129
9か月 ～ 12か月	58	39	0	97
12か月 ～ 18か月	117	65	0	182
18か月 ～ 24か月	50	31	0	81
24か月 ～ 30か月	56	38	1	95
30か月 ～ 36か月	42	23	1	66
36か月 ～ 42か月	25	18	3	46
42か月 ～ 48か月	24	18	4	46
48か月 ～ 54か月	20	27	1	48
54か月 ～ 60か月	20	10	2	32
60か月 ～	87	105	19	211
不 明	0	0	0	0
合 計	3,087	546	31	3,664
平 均 月 数	21.5 月	34.8 月	76.3 月	27.1 月

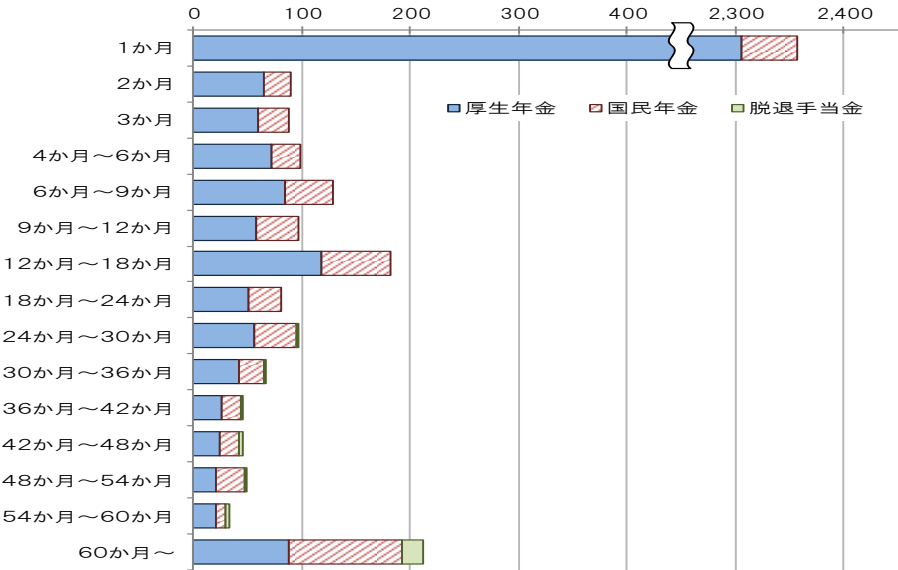
注1 平成29年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)

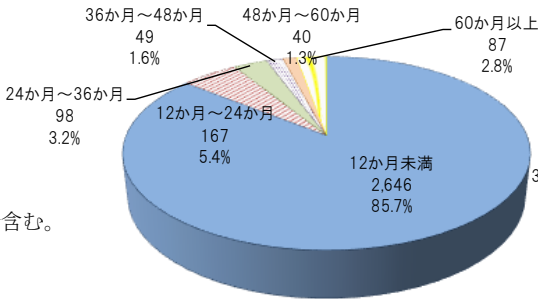
3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(2,064件)を含む。

4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

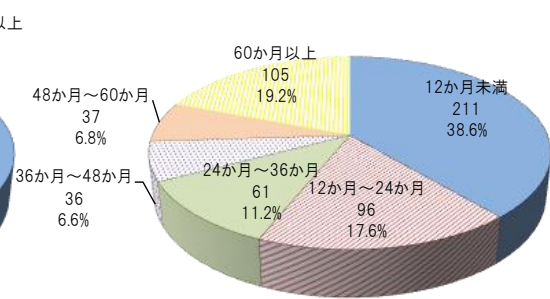
《請求期間の月数別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

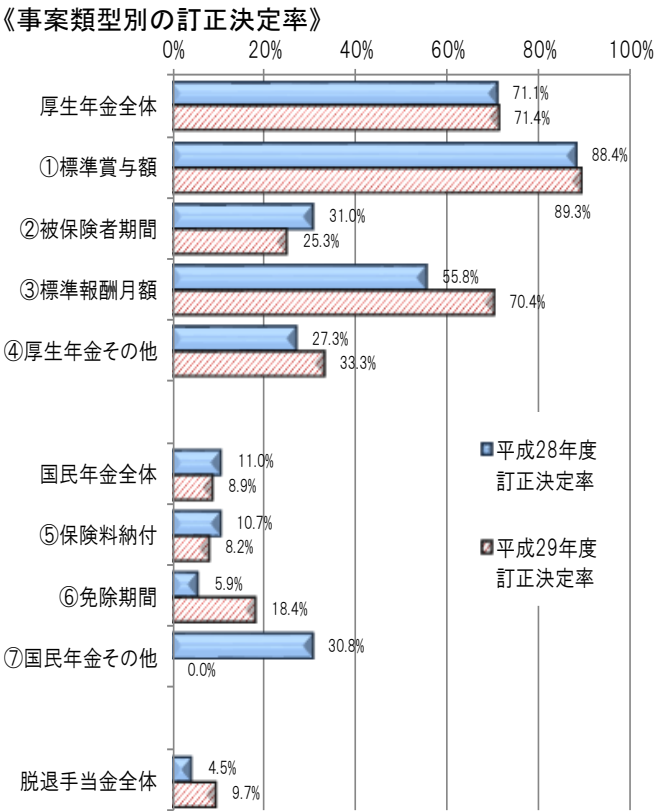
3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

ア 請求件数

事 案 類 型	平 成 28 年 度					平 成 29 年 度				
	請求件数	訂 正 決 定			不訂正決定	請求件数	訂 正 決 定			不訂正決定
		全 期 間	一 部 期 間	計			全 期 間	一 部 期 間	計	
厚生年金	4,084	2,763	139	2,902	1,182	3,108	2,121	99	2,220	888
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,665	2,356	0	2,356	309	2,064	1,844	0	1,844	220
② 被保険者期間に係る訂正請求	980	268	36	304	676	788	160	39	199	589
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	428	136	103	239	189	247	115	59	174	73
④ その他の訂正請求	11	3	0	3	8	9	2	1	3	6
国民年金	809	83	6	89	720	616	53	2	55	561
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	732	73	5	78	654	560	44	2	46	514
⑥ 免除期間に係る訂正請求	51	3	0	3	48	49	9	0	9	40
⑦ その他の訂正請求	26	7	1	8	18	7	0	0	0	7
脱退手当金	44	2	0	2	42	31	3	0	3	28
⑧ 支給期間の全期間訂正	43	2	0	2	41	31	3	0	3	28
⑨ 支給期間の一部期間訂正	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	4,937	2,848	145	2,993	1,944	3,755	2,177	101	2,278	1,477

(件)



注1 厚生局処理事案の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

イ 訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月 数)
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	7,682月	3.5月	146月	16,664月	16.9月	405月	24,346月
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,844月	1.0月	1月	220月	1.0月	1月	2,064月
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,446月	7.3月	75月	12,029月	19.2月	405月	13,475月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	4,378月	25.2月	146月	4,156月	31.5月	391月	8,534月
④ その他の訂正請求	14月	4.7月	11月	259月	37.0月	129月	273月
国民年金	414月	7.5月	24月	21,828月	38.8月	367月	22,242月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	349月	7.6月	24月	20,341月	39.4月	367月	20,690月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	65月	7.2月	12月	1,263月	31.6月	312月	1,328月
⑦ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	224月	32.0月	93月	224月
脱退手当金	200月	66.7月	90月	2,165月	77.3月	168月	2,365月
⑧ 支給期間の全期間訂正	200月	66.7月	90月	2,165月	77.3月	168月	2,365月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	0月	0.0月	0月	0月
合 計	8,296月	3.6月	146月	40,657月	25.8月	405月	48,953月

注1 平成29年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(2) 請求期間(時期)別

(件)													
		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合 計		
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降	以前												
～ 昭和16年12月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	7	4	11	0	0	0	0	1	1	7	5	12
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	1	23	24	0	0	0	1	4	5	2	27	29
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	3	23	26	0	0	0	0	3	3	3	26	29
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	4	38	42	0	0	0	0	13	13	4	51	55
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	27	64	91	2	27	29	2	7	9	31	98	129
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	22	70	92	2	34	36	0	0	0	24	104	128
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	14	47	61	1	58	59	0	0	0	15	105	120
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	26	76	102	13	77	90	0	0	0	39	153	192
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	16	68	84	6	82	88	0	0	0	22	150	172
昭和61年4月	～ 平成3年3月	26	62	88	5	71	76	0	0	0	31	133	164
平成3年4月	～ 平成8年12月	42	51	93	17	73	90	0	0	0	59	124	183
平成9年1月	～ 平成15年3月	41	47	88	0	57	57	0	0	0	41	104	145
平成15年4月	～ 平成19年3月	867	186	1,053	0	8	8	0	0	0	867	194	1,061
平成19年4月	～ 平成25年3月	857	85	942	1	10	11	0	0	0	858	95	953
平成25年4月	～	264	26	290	0	2	2	0	0	0	264	28	292
不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	2,217	870	3,087	47	499	546	3	28	31	2,267	1,397	3,664

注1 平成29年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(3) 請求期間の月数別

			厚生年金			国民年金			脱退手当金			合 計		
			訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以上	未満													
	1か月		1,948	358	2,306	6	44	50	0	0	0	1,954	402	2,356
	2か月		29	36	65	4	20	24	0	0	0	33	56	89
	3か月		17	43	60	7	21	28	0	0	0	24	64	88
4か月	～	6か月	15	57	72	2	24	26	0	0	0	17	81	98
6か月	～	9か月	30	55	85	4	40	44	0	0	0	34	95	129
9か月	～	12か月	21	37	58	6	33	39	0	0	0	27	70	97
12か月	～	18か月	52	65	117	16	49	65	0	0	0	68	114	182
18か月	～	24か月	14	36	50	0	31	31	0	0	0	14	67	81
24か月	～	30か月	17	39	56	1	37	38	0	1	1	18	77	95
30か月	～	36か月	11	31	42	0	23	23	0	1	1	11	55	66
36か月	～	42か月	7	18	25	0	18	18	1	2	3	8	38	46
42か月	～	48か月	8	16	24	0	18	18	0	4	4	8	38	46
48か月	～	54か月	8	12	20	0	27	27	0	1	1	8	40	48
54か月	～	60か月	6	14	20	0	10	10	0	2	2	6	26	32
60か月	～		34	53	87	1	104	105	2	17	19	37	174	211
不	明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計		2,217	870	3,087	47	499	546	3	28	31	2,267	1,397	3,664
平	均	月 数	19.6月	22.5月	21.5月	8.7月	37.2月	34.8月	66.7月	77.3月	76.3月	18.8月	30.1月	27.1月

注1 平成29年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(2,064件)を含む。

5 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

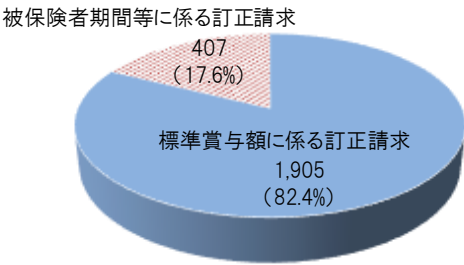
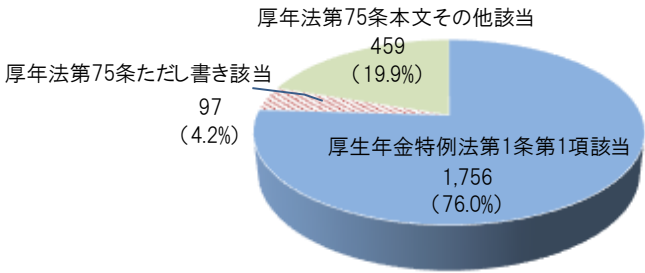
(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	182	86	268	1,488	0	1,488	1,670	86	1,756
厚年法第75条ただし書き該当	47	19	66	31	0	31	78	19	97
厚年法第75条本文その他該当	47	26	73	386	0	386	433	26	459
合 計	276	131	407	1,905	0	1,905	2,181	131	2,312

注1 厚生年金事案に係る平成29年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。
2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



- 厚生年金の適用法の内容
 - ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
 - ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
 - ③ 厚年法第75条本文その他該当
①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計		
	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情
厚生年金	2,220	12,451	5,212	888	3,025	4,583	3,108	15,476	9,795
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,844	9,857	3,891	220	818	804	2,064	10,675	4,695
② 被保険者期間に係る訂正請求	199	1,514	722	589	1,933	3,395	788	3,447	4,117
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	174	1,065	593	73	267	356	247	1,332	949
④ その他の訂正請求	3	15	6	6	7	28	9	22	34
国民年金	55	272	109	561	784	2,983	616	1,056	3,092
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	46	234	95	514	737	2,780	560	971	2,875
⑥ 免除期間に係る訂正請求	9	38	14	40	41	192	49	79	206
⑦ その他の訂正請求	0	0	0	7	6	11	7	6	11
脱退手当金	3	14	9	28	17	131	31	31	140
⑧ 支給期間の全期間訂正	3	14	9	28	17	131	31	31	140
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,278	12,737	5,330	1,477	3,826	7,697	3,755	16,563	13,027

注1 平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

4 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

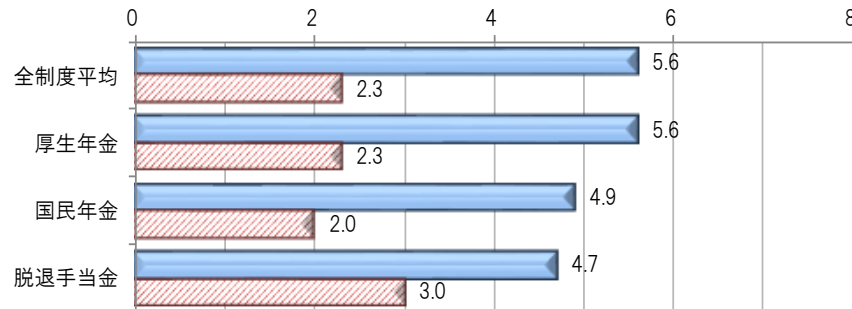
Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

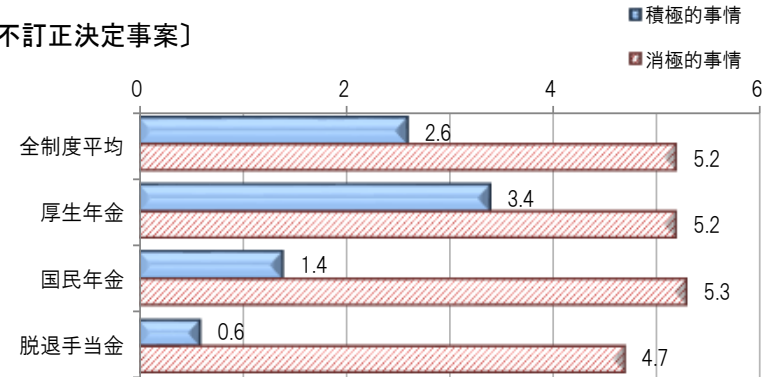
(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

《請求件数一件当たりの事情の収集状況》

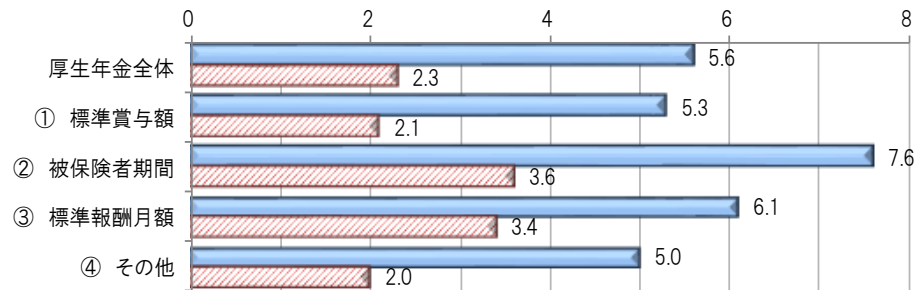
〔訂正決定事案〕



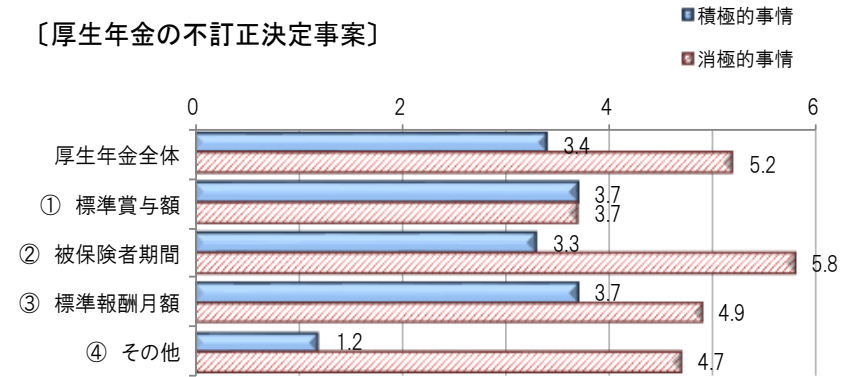
〔不訂正決定事案〕



〔厚生年金の訂正決定事案〕



〔厚生年金の不訂正決定事案〕

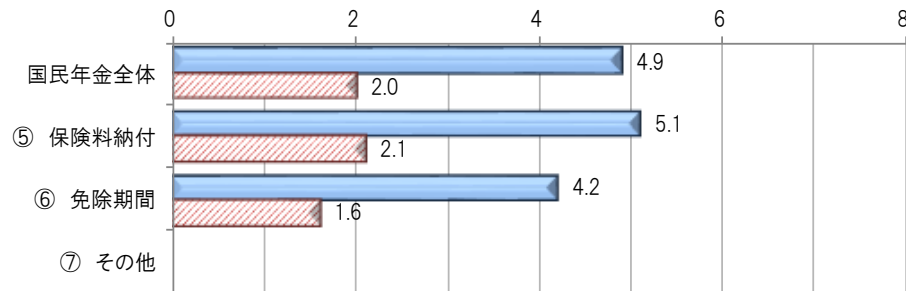


Ⅱ 請求内容・処分の状況

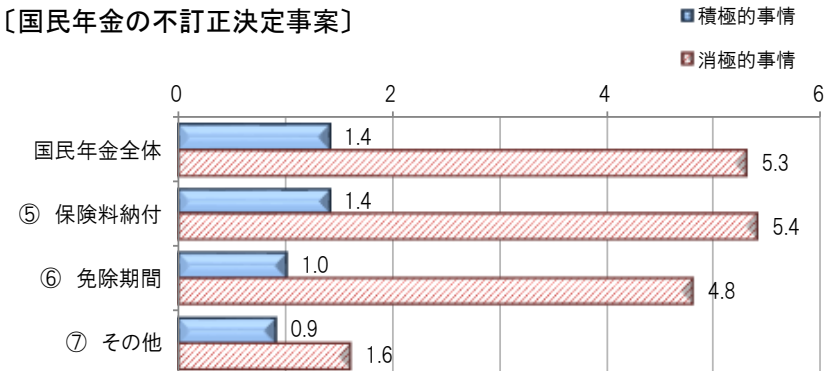
4 関連資料・周辺事情の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

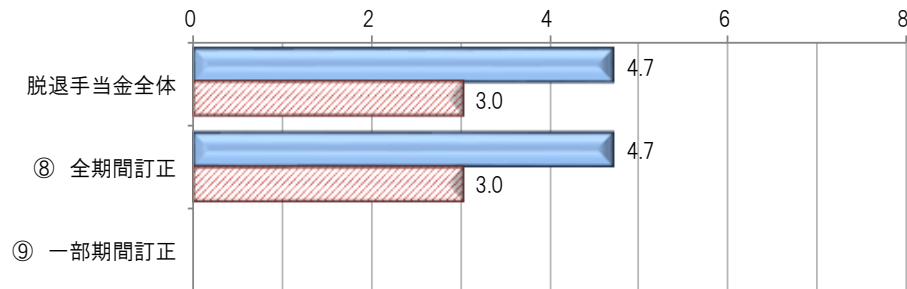
〔国民年金の訂正決定事案〕



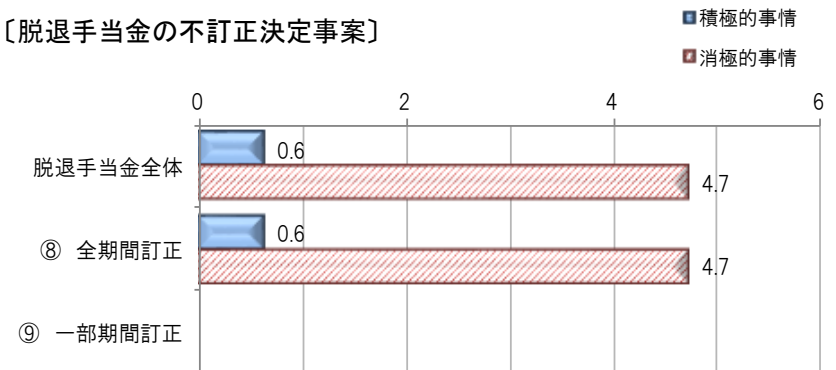
〔国民年金の不訂正決定事案〕



〔脱退手当金の訂正決定事案〕



〔脱退手当金の不訂正決定事案〕



Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

ア 厚生年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	1,838 (99.7%)	関連資料及び周辺事情がない	183 (83.2%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	948 (51.4%)	代表取締役・事業主陳述・回答	159 (72.3%)	1,844
	代表取締役・事業主陳述・回答	892 (48.4%)	その他の陳述・回答	47 (21.4%)	不訂正決定
	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	681 (36.9%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	43 (19.5%)	220
	賃金台帳(本人)	678 (36.8%)	健保組合記録(本人)	36 (16.4%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	162 (81.4%)	関連資料及び周辺事情がない	518 (87.9%)	訂正決定
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	133 (66.8%)	代表取締役・事業主陳述・回答	421 (71.5%)	199
	雇用保険記録(本人)	121 (60.8%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	254 (43.1%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	111 (55.8%)	雇用保険記録(本人)	251 (42.6%)	589
	商業登記簿謄本等	105 (52.8%)	その他の陳述・回答	246 (41.8%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	169 (97.1%)	関連資料及び周辺事情がない	63 (86.3%)	訂正決定
	給与明細書(本人)	138 (79.3%)	代表取締役・事業主陳述・回答	44 (60.3%)	174
	商業登記簿謄本等	104 (59.8%)	厚年被保険者適用関係届書(写)又は確認・決定通知書(本人)	26 (35.6%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	86 (49.4%)	給与明細書(本人)	26 (35.6%)	73
	代表取締役・事業主陳述・回答	71 (40.8%)	その他の記録	23 (31.5%)	

注1 平成29年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

イ 国民年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	39 (84.8%)	別番号の払出なし	366 (71.2%)	訂正決定
	請求期間の数が少数	20 (43.5%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	228 (44.4%)	46
	請求期間以外に未納なし	20 (43.5%)	主張の矛盾・事実との相違	202 (39.3%)	不訂正決定
	請求期間の直前又は直後は納付済	16 (34.8%)	請求期間が長期間	188 (36.6%)	514
	主張する納付方法・届出手続き・納付場所等が当時の取扱と一致	14 (30.4%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない	169 (32.9%)	
⑥ 免除期間	世帯の生活状況に大きな変化なし	6 (66.7%)	承認の記憶があいまい	23 (57.5%)	訂正決定
	請求期間が短期間	5 (55.6%)	請求期間の数が多数	16 (40.0%)	9
	請求期間の数が少数	4 (44.4%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	16 (40.0%)	不訂正決定
	請求期間以外に未納なし	3 (33.3%)	別番号の払出なし	15 (37.5%)	40
	払出後であり、免除手続きが可能	3 (33.3%)	請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等	15 (37.5%)	

ウ 脱退手当金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑧ 全期間訂正	おおむね1年程度経過後の支給	2 (66.7%)	支給額に計算誤りなし	22 (78.6%)	訂正決定
	当時の同僚の記録(大部分に支給記録なし)	2 (66.7%)	資格喪失後6か月以内の支給	21 (75.0%)	3
	その他の代理請求がうかがえない事情	2 (66.7%)	名簿等に「脱」表示あり	18 (64.3%)	不訂正決定
	その他本人請求が考え難い事情	2 (66.7%)	当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	11 (39.3%)	28
	事業主・同僚等の陳述(代理請求なし)	1 (33.3%)	請求期間と請求期間後の記号番号が別	10 (35.7%)	

注1 平成29年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

5 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(平成29年度)

訂 正 処 理 基 準 区 分	処理件数	(割合)	
厚生年金	3,021	(99.7%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	7	(0.2%)	<0.2%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	5	(0.2%)	<0.2%>
④ 資格喪失日が不明である事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)	2,908	(96.0%)	<96.3%>
⑥ 転勤に伴う未加入期間がある事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)	6	(0.2%)	<0.2%>
⑦ 保険料を控除した事実が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)	94	(3.1%)	<3.1%>
国民年金	8	(0.3%)	<100.0%>
⑧ 関連資料がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑨ 関連資料がない事案	8	(0.3%)	<100.0%>
脱退手当金(⑩)	1	(0.0%)	
合 計	3,030	(100.0%)	

注1 平成29年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

5 日本年金機構段階の訂正状況

・ 訂正処理基準区分の内容

- ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
- ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
- ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
- ④ 資格喪失日が不明である事案
年金事務所、事務センターにおいて保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
- ⑤ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑥ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
- ⑦ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑧ 関連資料がある事案
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
- ⑨ 関連資料がない事案
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
- ⑩ 脱退手当金
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(平成29年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	27	55	145	70	152	87	76	129	36	23	53	853
審議件数	78	95	283	104	322	158	256	389	67	27	109	1,888
厚生年金	54	67	237	73	254	125	212	327	50	20	69	1,488
国民年金	20	26	43	28	63	31	40	59	16	7	35	368
脱退手当金	4	2	3	3	5	2	4	3	1	0	5	32

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成29年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	4	1	4	0	1	1	0	6	0	0	0	17
厚生年金	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	0	6
国民年金	3	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	10
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

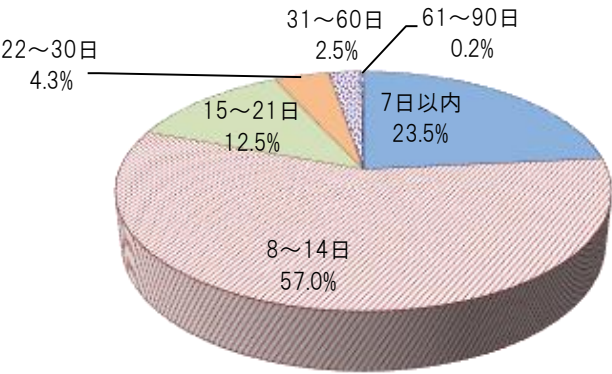
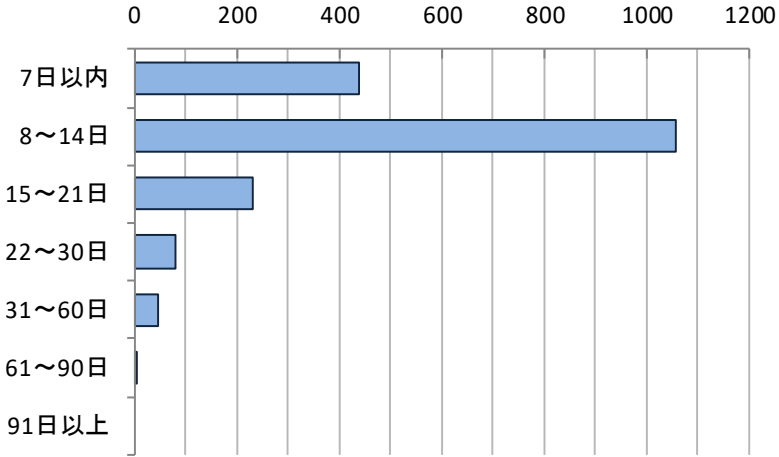
1 地方年金記録訂正審議会

(3) 諮問期間の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
7 日 以 内	345	81	11	437
8日 ~ 14日	852	191	15	1,058
15日 ~ 21日	186	44	2	232
22日 ~ 30日	60	18	2	80
31日 ~ 60日	29	16	1	46
61日 ~ 90日	4	0	0	4
91 日 以 上	0	0	0	0
合 計	1,476	350	31	1,857
平 均 日 数	11.2 日	12.1 日	10.9 日	11.4 日

注1 平成29年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。
2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》



Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)																
	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度上期 (平成30年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	21	12	2	35
裁 決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	21	12	3	36
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	17	11	3	31
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	4	1	0	5
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	1	1	0	2

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。
2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以上 未満				
80歳 ～	10	3	5	18
75歳 ～ 80歳	1	1	2	4
70歳 ～ 75歳	10	4	1	15
65歳 ～ 70歳	4	6	0	10
60歳 ～ 65歳	2	4	0	6
50歳 ～ 60歳	5	5	0	10
40歳 ～ 50歳	2	6	0	8
30歳 ～ 40歳	1	1	0	2
20歳 ～ 30歳	0	0	0	0
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0
合 計	35	30	8	73

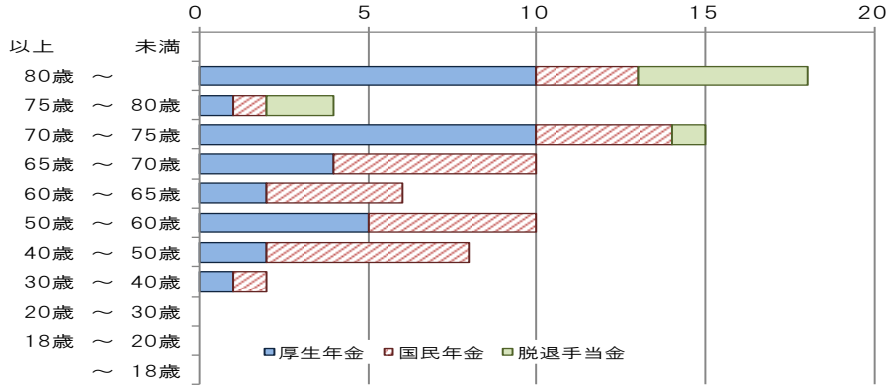
注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である
(被保険者が死亡している場合も同じ。)

(3) 被保険者の区分別

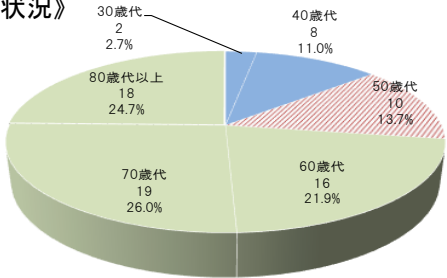
(件)

	被 保 険 者 の 区 分			合 計
	裁定済み者	納付要件充足者	そ の 他	
厚 生 年 金	23	2	10	35
国 民 年 金	8	2	20	30
脱 退 手 当 金	7	1	0	8
合 計	38	5	30	73
割 合	52.1%	6.8%	41.1%	100.0%

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別の状況》



- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者 (年金受給者)
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- その他
「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者 (現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

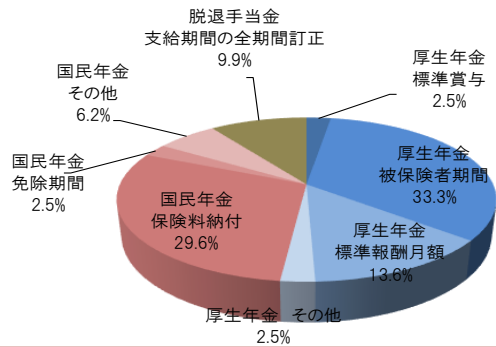
(4) 請求期間の分類(事案類型)別

	審 査 請 求 件 数			事 案 類 型 の 内 容
		事案類型別(注1)	事案類型別・請求期間別(注2)	
厚生年金	35	42	84	
①標準賞与額に係る訂正請求	—	2	25	標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
②被保険者期間に係る訂正請求	—	27	44	資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③標準報酬月額に係る訂正請求	—	11	13	標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④その他の訂正請求	—	2	2	被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	30	31	62	
⑤保険料納付に係る訂正請求	—	24	53	国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥免除期間に係る訂正請求	—	2	2	国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦その他の訂正請求	—	5	7	第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	8	8	9	
⑧支給期間の全期間訂正	—	8	9	脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨支給期間の一部期間訂正	—	0	0	脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	73	81	155	

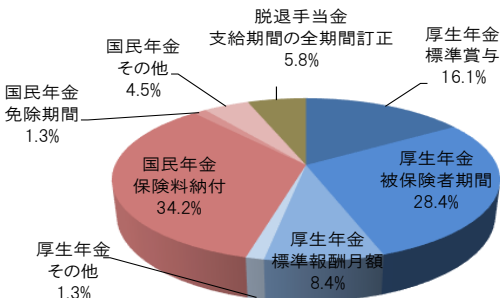
注1 1つの審査請求につき複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

注2 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間がありうる。

《事案類型別の審査請求件数割合》



《事案類型別・請求期間別の審査請求割合》



Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
訴訟事件の件数	23	7	4	34
平成28年度末時点において係争中	11	4	2	17
平成29年度における提訴	7	1	1	9
平成30年度上期における提訴	5	2	1	8
事案類型	・被保険者期間 16件 ・標準報酬月額 8件 ※重複事案あり	・納付記録 7件	・全期間 3件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分の取消	17 ※	5	3 ※	25
原処分及び裁決の取消	3	1	1	5
裁決の取消	1	0	0	1
その他	2	1	0	3

注1) 「平成28年度末時点において係争中」の件数は、平成29年3月31日時点における件数を計上している。

注2) 「平成30年度上期末時点において係争中」の件数は、平成30年9月30日時点における件数を計上している。

※ 厚生年金 2 件及び脱退手当金 1 件は、年金の給付等についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	15	4	3	22
裁決前の提訴	2	0	0	2
裁決後の提訴	13	4	3	20
審査請求なし	8	3	1	12

(3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
確定した判決件数	5	4	1	10
取下げ件数	2	0	1	3
平成30年度上期末時点において係争中	16	3	2	21

IV 事務実施体制

1 事務執行体制

処 理 機 関	所 管 業 務	権 限 の 委 任 等	執 行 体 制
厚生労働大臣	- 原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更 - 社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務 - 訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	- 訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務 - 地方年金記録訂正審議会の庶務	次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項) - 訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号) - 訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2)	- 地方厚生(支)局に年金審査課を設置 - 関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置
日本年金機構	- 訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集 - 日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正	- 訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2) - 日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

IV 事務実施体制

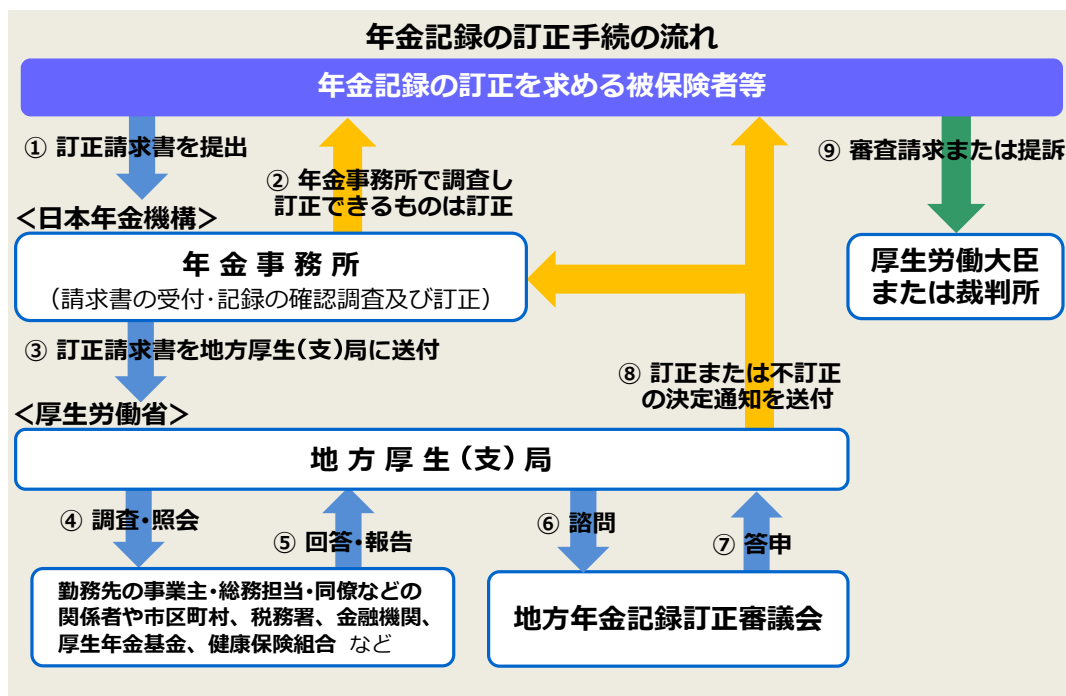
2 諮問機関

諮 問 機 関	所 掌 事 務	諮 問 機 関 の 読 替	体 制 ・ 構 成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するときに、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	_____	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10名により構成
地方年金記録訂正審議会	- 訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する - 上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	- 地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で181名)により構成 - 審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で44部会)を設置 - 四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の専門部会(15部会)を設置 (平成30年4月現在)

参考資料1 年金記録の訂正手続について

○ 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。

○ このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。



(訂正手続の流れ)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる被保険者等は、年金事務所に訂正請求書を提出
- ② 年金事務所において記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正。年金受給権者の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更
- ③ 年金事務所で記録訂正できないものは、訂正請求書を地方厚生(支)局に送付
- ④・⑤ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を実施
- ⑥・⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において審議
- ⑧ 地方厚生(支)局長は地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正（不訂正）を決定
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

(件)														
件数の区分	平成28年度計	平成29年										平成30年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成29年度計
受付件数	5,292	290	435	395	939	359	327	384	170	241	359	275	447	4,621
厚生年金	4,818	258	405	370	894	335	290	336	130	208	340	239	401	4,206
(個別請求)	2,214	195	171	250	126	144	124	114	74	96	82	126	118	1,620
(一括請求)	2,604	63	234	120	768	191	166	222	56	112	258	113	283	2,586
国民年金	435	28	28	22	39	24	29	45	36	30	19	30	43	373
脱退手当金	39	4	2	3	6	0	8	3	4	3	0	6	3	42
処理件数	5,703	364	422	497	264	371	444	394	567	297	224	468	430	4,742
厚生年金	5,170	337	381	458	232	346	414	365	533	266	199	434	387	4,352
(個別請求)	2,384	139	165	205	173	150	228	170	93	95	96	80	92	1,686
(一括請求)	2,786	198	216	253	59	196	186	195	440	171	103	354	295	2,666
国民年金	489	26	39	39	28	25	27	25	31	28	18	33	39	358
脱退手当金	44	1	2	0	4	0	3	4	3	3	7	1	4	32
地方厚生(支)局で処理	2,301	175	175	213	186	139	241	175	99	113	101	121	121	1,859
厚生年金	1,792	148	136	175	155	114	211	149	66	83	76	87	78	1,478
(個別請求)	1,636	91	109	162	148	113	199	136	65	73	75	65	71	1,307
(一括請求)	156	57	27	13	7	1	12	13	1	10	1	22	7	171
国民年金	467	26	38	38	27	25	27	22	30	27	18	33	39	350
脱退手当金	42	1	1	0	4	0	3	4	3	3	7	1	4	31
日本年金機構で記録訂正	3,402	189	247	284	78	232	203	219	468	184	123	347	309	2,883
厚生年金	3,378	189	245	283	77	232	203	216	467	183	123	347	309	2,874
(個別請求)	748	48	56	43	25	37	29	34	28	22	21	15	21	379
(一括請求)	2,630	141	189	240	52	195	174	182	439	161	102	332	288	2,495
国民年金	22	0	1	1	1	0	0	3	1	1	0	0	0	8
脱退手当金	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訂正請求の取下げ等	503	14	31	24	20	20	23	16	30	20	18	21	20	257
厚生年金	440	12	28	19	13	20	20	15	27	17	16	19	13	219
(個別請求)	304	10	23	16	8	17	19	12	26	14	14	12	11	182
(一括請求)	136	2	5	3	5	3	1	3	1	3	2	7	2	37
国民年金	58	2	2	5	7	0	3	1	3	3	2	2	6	36
脱退手当金	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

(件)														
件 数 の 区 分	平 成 30 年									平 成 31 年			平 成 30 年 度 計	累 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受 付 件 数	368	367	320	168	248	373	－	－	－	－	－	－	1,844	20,273
厚生年金	314	338	293	138	226	338	－	－	－	－	－	－	1,647	18,039
（個別請求）	87	80	99	74	66	84	－	－	－	－	－	－	490	8,226
（一括請求）	227	258	194	64	160	254	－	－	－	－	－	－	1,157	9,813
国民年金	49	27	26	26	21	31	－	－	－	－	－	－	180	2,048
脱退手当金	5	2	1	4	1	4	－	－	－	－	－	－	17	186
処 理 件 数	140	304	270	426	316	167	－	－	－	－	－	－	1,623	17,836
厚生年金	119	283	245	387	273	141	－	－	－	－	－	－	1,448	15,957
（個別請求）	60	97	132	79	73	72	－	－	－	－	－	－	513	7,006
（一括請求）	59	186	113	308	200	69	－	－	－	－	－	－	935	8,951
国民年金	20	19	22	35	38	24	－	－	－	－	－	－	158	1,720
脱退手当金	1	2	3	4	5	2	－	－	－	－	－	－	17	159
地方厚生(支)局で処理	65	96	136	102	108	81	－	－	－	－	－	－	588	7,413
厚生年金	45	76	113	64	65	55	－	－	－	－	－	－	418	5,596
（個別請求）	45	72	110	51	55	54	－	－	－	－	－	－	387	5,014
（一括請求）	0	4	3	13	10	1	－	－	－	－	－	－	31	582
国民年金	19	18	20	34	38	24	－	－	－	－	－	－	153	1,663
脱退手当金	1	2	3	4	5	2	－	－	－	－	－	－	17	154
日本年金機構で記録訂正	75	208	134	324	208	86	－	－	－	－	－	－	1,035	10,423
厚生年金	74	207	132	323	208	86	－	－	－	－	－	－	1,030	10,361
（個別請求）	15	25	22	28	18	18	－	－	－	－	－	－	126	1,992
（一括請求）	59	182	110	295	190	68	－	－	－	－	－	－	904	8,369
国民年金	1	1	2	1	0	0	－	－	－	－	－	－	5	57
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	0	5
訂 正 請 求 の 取 下 げ 等	29	24	32	18	27	29	－	－	－	－	－	－	159	1,415
厚生年金	25	16	27	13	25	27	－	－	－	－	－	－	133	1,195
（個別請求）	10	10	8	6	15	7	－	－	－	－	－	－	56	874
（一括請求）	15	6	19	7	10	20	－	－	－	－	－	－	77	321
国民年金	3	8	5	5	2	2	－	－	－	－	－	－	25	206
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	1	14

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 累計は、平成27年3月から平成30年9月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処 分 の 区 分		平成28 年度計	平成29 年									平成30 年			平成29 年度計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
訂 正 決 定		1,241	124	100	140	104	92	188	128	48	48	50	35	40	1,097
	厚生年金	1,174	121	97	133	102	88	180	126	42	43	46	33	39	1,050
	（個別請求）	1,031	64	70	121	95	87	168	114	41	35	45	29	33	902
	（一括請求）	143	57	27	12	7	1	12	12	1	8	1	4	6	148
	国民年金	65	3	3	7	2	4	7	1	5	5	4	2	1	44
	脱退手当金	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
	全 期 間 訂 正	1,038	108	89	122	88	78	178	120	42	34	41	28	30	958
	厚生年金	987	106	86	115	86	74	170	118	36	29	38	26	30	914
	（個別請求）	856	52	59	103	79	73	158	106	35	24	37	22	24	772
	（一括請求）	131	54	27	12	7	1	12	12	1	5	1	4	6	142
	国民年金	49	2	3	7	2	4	7	1	5	5	3	2	0	41
	脱退手当金	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
	一 部 期 間 訂 正	203	16	11	18	16	14	10	8	6	14	9	7	10	139
	厚生年金	187	15	11	18	16	14	10	8	6	14	8	7	9	136
	（個別請求）	175	12	11	18	16	14	10	8	6	11	8	7	9	130
	（一括請求）	12	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6
	国民年金	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 訂 正 決 定		1,057	50	75	71	82	47	53	47	51	65	51	86	81	759
	厚生年金	616	27	39	42	53	26	31	23	24	40	30	54	39	428
	（個別請求）	603	27	39	41	53	26	31	22	24	38	30	36	38	405
	（一括請求）	13	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	18	1	23
	国民年金	401	22	35	29	25	21	20	21	25	22	14	31	38	303
	脱退手当金	40	1	1	0	4	0	2	3	2	3	7	1	4	28
請 求 却 下		3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	厚生年金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（個別請求）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（一括請求）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国民年金	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		2,301	175	175	213	186	139	241	175	99	113	101	121	121	1,859
	厚生年金	1,792	148	136	175	155	114	211	149	66	83	76	87	78	1,478
	（個別請求）	1,636	91	109	162	148	113	199	136	65	73	75	65	71	1,307
	（一括請求）	156	57	27	13	7	1	12	13	1	10	1	22	7	171
	国民年金	467	26	38	38	27	25	27	22	30	27	18	33	39	350
	脱退手当金	42	1	1	0	4	0	3	4	3	3	7	1	4	31

注 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処 分 の 区 分		平成30年									平成31年			平成30年度計	累 計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂 正 決 定		28	48	77	45	45	26	—	—	—	—	—	—	269	3,785
	厚生年金	25	45	77	39	35	25	—	—	—	—	—	—	246	3,536
	（個別請求）	25	41	74	26	26	24	—	—	—	—	—	—	216	3,001
	（一括請求）	0	4	3	13	9	1	—	—	—	—	—	—	30	535
	国民年金	3	3	0	5	9	1	—	—	—	—	—	—	21	238
	脱退手当金	0	0	0	1	1	0	—	—	—	—	—	—	2	11
	全 期 間 訂 正	21	40	66	37	35	21	—	—	—	—	—	—	220	3,182
	厚生年金	20	39	66	31	26	20	—	—	—	—	—	—	202	2,994
	（個別請求）	20	35	63	18	17	19	—	—	—	—	—	—	172	2,480
	（一括請求）	0	4	3	13	9	1	—	—	—	—	—	—	30	514
	国民年金	1	1	0	5	8	1	—	—	—	—	—	—	16	177
	脱退手当金	0	0	0	1	1	0	—	—	—	—	—	—	2	11
	一 部 期 間 訂 正	7	8	11	8	10	5	—	—	—	—	—	—	49	603
	厚生年金	5	6	11	8	9	5	—	—	—	—	—	—	44	542
	（個別請求）	5	6	11	8	9	5	—	—	—	—	—	—	44	521
	（一括請求）	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	21
不 訂 正 決 定	国民年金	2	2	0	0	1	0	—	—	—	—	—	—	5	61
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0
		37	48	59	56	62	54	—	—	—	—	—	—	316	3,611
	厚生年金	20	31	36	25	29	29	—	—	—	—	—	—	170	2,053
	（個別請求）	20	31	36	25	28	29	—	—	—	—	—	—	169	2,006
	（一括請求）	0	0	0	0	1	0	—	—	—	—	—	—	1	47
	国民年金	16	15	20	28	29	23	—	—	—	—	—	—	131	1,415
	脱退手当金	1	2	3	3	4	2	—	—	—	—	—	—	15	143
	請 求 却 下	0	0	0	1	1	1	—	—	—	—	—	—	3	17
	厚生年金	0	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	—	2	7
	（個別請求）	0	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	—	2	7
	（一括請求）	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0
	国民年金	0	0	0	1	0	0	—	—	—	—	—	—	1	10
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0
	合 計	65	96	136	102	108	81	—	—	—	—	—	—	588	7,413
	厚生年金	45	76	113	64	65	55	—	—	—	—	—	—	418	5,596
	（個別請求）	45	72	110	51	55	54	—	—	—	—	—	—	387	5,014
	（一括請求）	0	4	3	13	10	1	—	—	—	—	—	—	31	582
	国民年金	19	18	20	34	38	24	—	—	—	—	—	—	153	1,663
	脱退手当金	1	2	3	4	5	2	—	—	—	—	—	—	17	154

注1 速報値につき、変更があり得る。
2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。
3 累計は、平成27年4月から平成30年9月までの間の処分件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料4 関係条文

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項 の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項 の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料4 関係条文

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとその社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

参考資料4 関係条文

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百十三条 法第百九条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百八条第一項 の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)